

第23日

平成31年3月20日（水）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 議事日程変更の動議を提出いたします。

日程第6は、日程第21の審議する条例の変更が含まれております。今のままでは審議していない条例についても変更するということとなります。

よって、日程第6、議案第22号朝倉市手数料条例等の一部を修正する条例の制定についての件を、日程第21、議案第25号朝倉市健康福祉館条例の制定についての件の後に審議することを望みます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（中島秀樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時1分再開

○議長（中島秀樹君） 再開いたします。

ただいま13番富田栄一議員から、議事の日程変更の動議が提出されました。この動議の賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（中島秀樹君） いらっしゃいませんか。よろしいですね。起立なしであり、所定の賛成者がありませんので。暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○議長（中島秀樹君） 再開いたします。

起立なしで、所定の賛成者がありませんので、本動議は不成立であります。よろしくお願いいいたします。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第19号議案外6件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 半田雄三君登壇)

○総務文教常任委員長(半田雄三君) ただいま議題となりました第19号議案外6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第19号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市の非常勤の嘱託員等の通勤費用相当分の費用弁償を支給するもので、支給額は規則で定めます。国は、雇用形態や就業形態にかかわらず公正な処遇を確保し、同一労働、同一賃金の実現に向けた均等・均衡待遇の取り組みなどを推進しています。

市は、正職員の通勤手当と同額とすることを念頭に置き、改正しますが、財政状況を鑑み、平成31年度は、週5日勤務で通勤距離が2キロメートル以上のものについて、現行は報酬で月2,000円支給しているものを費用弁償として4,000円支給します。

また、週4日勤務で通勤距離が2キロメートル以上のものについて、現行は報酬で月1,600円支給しているものを費用弁償として3,200円支給します。

委員会では、本改正に伴う年間費用についてただしたところ、対象となる非常勤の嘱託員等の人数は、約190人、年間約417万円の増加が見込まれているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市職員の任意団体及び公金の着服、不正使用事件の発生を受け、市長及び副市長がみずからその責任を明らかにするため、平成31年4月の給料について、市長は100分の30を、副市長は100分の20をそれぞれ減額するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨災害等に係る業務対応のため、他団体等から派遣していただいている中長期派遣職員に対し、派遣により長距離の通勤となった職員の負担を軽減するため、高速道路を利用する場合の通行料金などを支給するものです。

執行部によると、通勤距離60メートル以上、または通勤時間90分以上あり、高速道路等を利用することで、通勤時間が30分以上短縮される職員を対象としているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税及び地方消費税に係る税率が、平成31年10月1日から10%に改定されることに伴い、朝倉市手数料条例外33条例に定める手数料、使用料等を整備するものです。

執行部によると、消費税を課税している使用料、手数料及び加入金については、基準となる消費税抜き額を用いて10%を加算することを基本としますが、一般会計における使用料は10円未満を切り捨てるとのことです。

また、特別会計、企業会計は、消費税の申告義務があることから、基準となる消費税抜き額の使用料に10%を加算し切り捨てを行いませんが、朝倉診療所の診療関係手数料は10円未満を切り捨てるとのことです。

委員会では、条例中の使用料等の表記を税抜きではなく、税込みとしている理由について執行部の考えをただしたところ、平成16年4月から消費税の税額表示が義務づけられており、条例以外の手段により消費税額を含む総額が住民に提示されている場合を除き、消費税込みの金額を明示するよう規定されていること、さらに条例に消費税込みの金額が記載されているほうが、施設利用者等にとってわかりやすいことなどから、税込み表示を採用しているとのことでした。

また、条例第34条の括弧書きの中の年、条例番号が空白であることについて執行部にただしたところ、本定例会に提出されている第25号議案朝倉市健康福祉館条例の制定についてに係る規定であり、条例番号は議決後に公布手続を経て付されることから、未公布の条例は番号が付されず、法制執務の決まりとして空白で表記しているとのことでした。

討論では、条例第34条において、年、条例番号が空白の中での議案の審査は、委員としていかなるものかと考えることから、反対とする意見がありました。対して、条例第34条の表記については、執行部から同時期の議案の提出における法制執務の決まりであるとの説明を受け、問題がないと認識したこと。また、消費税及び地方消費税に係る税率が改定することに伴い、規定の整備を行う必要があることから賛成とする意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてです。

朝倉市過疎地域自立促進計画に、杷木地域集会施設等建設事業を追加するもので、計画に基づき実施される事業については、過疎対策事業債を活用することができることとなります。

執行部の説明によると、久喜宮地区に防災拠点施設を兼ねる集会施設の整備を計画していますが、集会施設の整備等に3億900万円の事業費が見込まれ、財源の一部に過疎対策事業債を充当する計画であるとのことでした。

委員会では、予定地が浸水想定区域のため、かさ上げについてただしたところ、かさ上

げも含めて予定しているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案財産の処分についてです。

三奈木字段ノ浦603番1にある宅地525.24平方メートルを下三奈木自治会に無償譲渡するものです。

この土地は、平成13年10月に自治公民館の用地として、下三奈木地区が土地取得費用を市へ寄附し、市が土地を買収したもので、後に下三奈木地区により自治公民館が建設されましたが、土地は市の名義のまま、現在まで地元で維持管理されてきました。

執行部によると、今般、下三奈木自治会が認可地縁団体となり、所有権移転登記の条件が整い、同自治会から市へ普通財産譲渡等申請書が提出されたことから、無償で譲渡するとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第33号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてです。

平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合外3組合が解散により、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退、また同年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することから、同組合同約を変更するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） 先ほど、議員動議がありましたけれども、第22号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを委員会でどのように協議されたのかを伺いたいと思います。賛否があったのかとか、そういう内容も。賛成、反対のこともあったのかということも、内容を伺いたい。どんなふうに審議されたのか、伺います。

○議長（中島秀樹君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（半田雄三君） 先ほど報告した中にも入っておりましたけれども、議案の手数料等を、この議案そのものに対しての反対ではございませんで、25号議案と関連しておりまして、25号議案のほうで空白が出ておったと思います。年と条例番号ですか、その空白の部分が、空白のまま審議することに対する議案としてのあり方がいいのかとい

うところで、異議が呈されまして、それに対していろいろ執行部も含めて話をしたところ
であります。

法制執務上の決まりとして、空白で表記していることはあり得るし、それで有効である
ということを確認した上で、委員会として結論を出させていただきました。（発言する者
あり）はい。

○議長（中島秀樹君） ほかがございますか。8番堀尾俊浩議員。

○8番（堀尾俊浩君） 確認です。21号議案、職員給与に関する中で、委員長報告で、通
勤距離「60メートル」と言われましたけど、これは間違いじゃろうと思うんですけど、
60メートルと聞こえました。

○議長（中島秀樹君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（半田雄三君） 通勤距離「60キロメートル」の間違いです。失礼
しました。

○議長（中島秀樹君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第19号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行
います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告
のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決
されました。

次に、第20号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告
のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決
されました。

次に、第21号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。13番富田栄一議員。

○13番(富田栄一君) 委員長報告でもありましたけれども、空白のままの条例文になっております。このままでは審議できないと考え、反対します。

議会で審議されていない、また条例でございまして、空白とのことですが、税金をいただいている私たち議会であります。であれば、一つ一つ審議を丁寧に行うという心構えが必要であると考え、この議案に対して反対いたします。

○議長(中島秀樹君) ほかに御意見ありませんか。4番佐々木明子議員。

○4番(佐々木明子君) 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

条例34条の括弧書きの年、条例番号が空白であることについてであります。本定例会におきまして、25号議案で審査が上程されております。議決後に公布手続を経て付されるものであり、法制執務の決まりであるということでもあります。したがって、年、条例番号が空白の中での審査であっても何ら問題がないと考えます。

したがって、第22号議案は消費税及び地方消費税に係る税率が改定することに伴う規定の整備を行うものであり、賛成といたします。

○議長(中島秀樹君) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中島秀樹君) 起立多数であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案外10件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 小島清人君登壇）

○環境民生常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第2号議案外10件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案平成31年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、住宅の改修や新築に充てるための資金や、宅地を取得するための資金の貸付事業が実施されていたもので、現在は償還事務のみ行っています。予算総額を738万4,000円で編成するもので、平成30年度当初予算と比較し、63万2,000円増加しています。

これは、平成30年度に一部の滞納者の定期入金を増額できたことにより、貸付金元利収入が増加したことが主な要因です。

平成31年度の計画としては、償還意識に欠ける方に対して、法的措置や助成金活用の検討を進め、滞納問題の解決に取り組むとのことです。

また、住宅新築資金等貸付金の貸付財源として借り入れた起債については、これまでの充当状況と現在高見込み額から推測し、最終償還期限である平成35年度までに償還見込みとのことです。

審査に当たっては、滞納者数の現状について確認したところ、現時点での滞納件数は42件、人数は27人であり、前年同期の20人と比較して減少しているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成31年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず、事業勘定については、予算総額を72億5,664万円で編成するものです。

平成30年度当初予算と比較し、1.1%の減少となっており、主に国民健康保険被保険者数の減少によるものです。

平成31年度の被保険者数の見込みが1万3,132人で、少子高齢化や被用者保険適用拡大の影響により、平成30年度と比較して2.2%減少し、それに伴い国民健康保険税も減少する見込みとなっています。

また、平成29年度の1人当たりの医療費は41万5,552円で、平成28年度と比較して3.1%の伸びとなっています。高齢化や医療技術の進歩がその主な要因であり、朝倉市においては、65歳以上の被保険者が国保全体の45%を占めているとのことです。

平成30年度からの新たな国保制度の開始に伴い、国保事業費納付金制度が導入されています。これは、福岡県が県内市町村の医療費総額を見込み、公費を除いた部分を各市町村の医療費水準や所得水準をもとに振り分け、市に応分の負担を求めるものです。朝倉市の医療費が高くなれば、この納付金額もふえることとなり、財政運営は厳しいものとなります。

平成31年度の納付金算定においては、激変緩和措置のもと予算編成ができているものの恒久的なものではなく、医療費の伸び、国民健康保険税の減収などから、今後の財源確保が大きな課題となっているとのことです。

審査に当たっては、累積赤字の解消のための取り組みについてただしました。執行部によりますと、赤字解消のためには、支出を抑え収入をふやす必要があるものの、国民健康保険の制度上、被保険者にさらなる負担を求めることは容易でないため、保険者個別の医療費適正化の取り組みに対する交付金の獲得のために、努力を積み重ねている状況であるとのことです。

また、国民健康保険税滞納世帯数は減少しており、平成30年度の徴収率は、前年度と同程度で推移する見込みとのことです。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を3億1,399万7,000円で編成するもので、平成30年度当初予算と比較して13.1%の増加となっています。これは主に朝倉診療所が医師の交代により、肝炎治療の指定医療機関となったことに伴う肝炎治療に係る診療収入の増によるものです。

肝炎患者数については、平成31年度予算において8名を計上しており、1人当たりの医療費は高額になるとのことです。

歳出の主なものとして、平成31年度は、超音波診断装置の買いかえが予定されています。執行部によりますと、平成15年に購入した現在の装置は、耐用年数の6年を超え、年々修理回数がふえており、疾病の発見、病変に対する的確な診断のため欠かせない装置であることから、買いかえを行うとのこと。財源については、基金の取り崩しが予定されています。

本委員会としましては、厳しい国保財政状況の中で、国民健康保険税の徴収率の維持及び財政健全化のための保険者努力を行っていることを認めつつ、累積赤字解消と今後の国保財政運営に必要な医療費適正化の取り組みの重要性を認識し、朝倉診療所においては、地域予防医療の要としての役割を担っていることから、医療用機械の更新は必須であるとして、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成31年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

本制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体で、市は保険料の徴収や相談などの窓口業務を行っています。予算総額を9億1,753万8,000円で編成するもので、平成30年度当初予算と比較し、2.2%の増加となっています。

平成31年度の被保険者数は9,593人と、平成30年度と比較して2.2%の増加が見込まれています。歳入を大きく占める後期高齢者医療保険料については、被保険者の増加や保険料の軽減特例の見直しにより、平成30年度と比較して6.5%の増加が見込まれています。

平成29年度の後期高齢者の医療費は111億1,770万5,000円で、1人当たりの医療費は118万6,000円と、県平均より高い状況となっています。

医療費適正化のために平成28年度から市が行っている、おくすり相談バッグ運動に加え、後期高齢者医療広域連合で訪問健康相談及び訪問服薬指導の実施を予定しているとのことです。

医療費が高くなると、市の公費負担分も増加することから、今後も広域連合と連携して、医療費適正化の取り組みを行っていくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を良とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成31年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を59億8,816万6,000円で編成するもので、計画期間を平成30年度から平成32年度までとする第7期介護保険事業計画の2年目です。計画期間の事業計画に基づき、給付費等を試算し保険料等が決定されています。要介護認定者数は、平成30年12月31日現在で3,363人です。

平成29年7月九州北部豪雨災害後、認定申請者数は増加していましたが、ことしは、前年同月と比較して認定者数3人の減少となっています。

まず、介護サービス給付費の合計額は55億787万6,000円で、平成30年度当初予算と比較し、5.7%増加しています。

主な要因は、高齢者数の増加に伴う認定者数の自然増、介護サービスの報酬単価の増、各サービスでの加算の新設等であるとのことです。給付費の中でも住宅改修、福祉用具の貸与の需要が高まっている傾向にあるとのことです。

次に、地域支援事業の合計額は2億9,435万4,000円で、平成30年度当初予算と比較し、6.3%の減少となっています。通所型サービスの一つとして、介護度の軽い方を対象とした短期集中型の通所の後に通える場として、拠点通所型サービスBを市内の2カ所で実施していますが、平成31年度に利用者が増となれば、3カ所で実施する予定とのことです。

また、第8期介護保険事業計画策定業務委託料として、平成32年度に限度額247万9,000円の債務負担行為を計上しています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ143万1,000円を増額するもので、主に償還推進助成事業補助金の増額及び貸付金元利収入の増額によるものです。

主な内容としましては、償還に係る事務経費の一部として、未償還の4分の3に相当する額が県から助成されますが、借受人と保証人との死亡及び相続人の相続放棄により、未償還金の回収が困難となった1件について、補助金の増額補正を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

事業勘定の歳入歳出それぞれ502万8,000円を減額するものです。退職被保険者が減少したこと、及び県に納付している国保事業費納付金の額が確定したことによるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

てです。

歳入歳出それぞれ1,424万8,000円を増額するもので、主に平成30年度保険基盤安定負担額の確定、及び前年度の繰越金額の確定によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出それぞれ1,822万3,000円を増額するもので、介護給付費と地域支援事業費の実績見込みによるものです。

まず、介護給付費については、介護報酬改定の影響を受け、施設介護サービス給付費において、当初より給付実績が上回る見込みとなったため、不足分を増額補正するものです。

次に、地域支援事業費については、通所型介護サービス及び訪問型介護サービスに係る給付費の実績見込みによる減額補正を行うものです。

審査に当たっては、地域支援事業費の実績見込みによる減額となった理由についてただしたところ、拠点通所型サービスBにおいては、始めたばかりの事業で利用者がまだ少ないが、これからふえていく見込みであるとの説明がありました。

また、地域支援事業の中でも緩和型訪問介護においては、一定の講習を受講した元気な高齢者の方に、介護度の軽い方の生活支援サポーターになってもらうことで、これまでヘルパーの事業所が行っていたサービスを、住民主体にしていく取り組みを行っているとの説明がありました。

本委員会としましては、執行部の説明を良とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成31年度において、甘木Ⅱ学童保育所及び立石Ⅳ学童保育所を建設し、指定管理者を選定して、平成32年度から設置しようとするに伴う改正です。

この条例の施行日は、平成32年4月1日ですが、平成31年度当初予算において、甘木Ⅱ学童保育所と立石Ⅳ学童保育所の建設費を計上し、債務負担行為で指定管理者の指定を掲げていることから、条例改正についても本定例会で議会に議決を求められているものです。

両学童保育所の位置は、それぞれ甘木小学校、立石小学校の敷地内です。

審査に当たっては、立石Ⅳ学童保育所の詳細な位置について確認しました。具体的な位置については、学校長及びPTAとの協議の上、選定しており、学校行事の支障にならないこと、子どもが安心して通所できることといった点を考慮し、通路にフェンスを配置するなどの安全対策を行うとのことでした。

本委員会としましては、子どもが安全に通うことができる施設となるための対策が予定されていることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市健康福祉館条例の制定についてです。

朝倉市健康福祉館の安定的な管理運営及び公共サービスの提供を確保するため、この条例を制定するものです。

平成31年10月の消費税及び地方消費税に係る税率改定に伴い、施設の使用料及び利用料金を改正する必要が生じたことから、第22号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例とあわせて提出されています。

また、現行の条例では、健康福祉館の管理運営を指定管理者が行うこととなっています。これを全部改正し、指定管理者により管理運営されている市のほかのほとんどの公の施設と同じく、市直営と指定管理者による運営のどちらでも可能となるようにします。

本委員会としましては、執行部の説明を良とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第28号議案朝倉市自殺対策計画の策定についてです。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村は、自殺対策計画を平成30年度までに策定するとされたことから、この計画を策定するものです。

計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間です。

朝倉市の現状として、自殺者数及び自殺死亡率ともに減少傾向にあるものの、若年層、中年層における自殺による死亡件数が、ほかの理由によるものよりも多くなっていることから対策を急ぐ必要があります。

本計画においては、地域ネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発・相談・支援体制の充実、悩みを抱えたときの助けの求め方についての子どもや若者への教育といった5つの基本施策を基盤に、誰もが自殺に追い込まれることのない朝倉市を目指し、取り組んでいくこととされています。

また、国が作成した朝倉市の自殺実態プロフィールをもとに、高齢者、生活困窮者・無職者、働く世代・経営者への支援を重点施策として推進し、成果目標を設定して、自殺死亡率とともに評価を行うことと定められています。さらに九州北部豪雨災害の被災者及び遺族への支援にも取り組むとのことでした。

なお、本計画の推進体制として、自殺対策の推進本部とあわせ、関係機関等との連携のために庁外との連絡会議を設置し、平成29年から過去5年間の自殺者11人を8人以下に、自殺死亡率19.6を14.0以下にすることを目標にしているとのことでした。

審査に当たっては、九州北部豪雨災害の被災者支援や復旧復興に当たっている職員の健康面への対応についてたずねました。

執行部によりますと、被災者に対しては、健康課及び保健所が精神面等のフォローを行っており、職員については、人事秘書課において産業医面談を初めとした対応を行っているとのことでした。

また、SOSを発することができず対策が難しいと思われる市民に対し、どのように働きかけていくのかという点についてもたずねたところ、庁内の各部署で自殺対策として取

り組む事業のほかに、既存の日常義務、例えば納税相談や生活保護事務及び消費生活相談等においても、生きることの支援につながるという視点から、庁内横断的に取り組んでいくとの説明がありました。

本委員会としましては、自殺という社会的な問題に対し、市がリーダーシップをとりながら関係機関や地域と連携して、実効性ある対策を講じていく必要があることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） 第6号議案平成31年度朝倉市介護保険特別会計予算について質疑いたします。

介護認定者が3,363ということで、高齢化に伴う認定者がふえているということで、介護保険料がアップされてきておりますが、今年度の予算についての、どういうふうな対策でこの介護保険料を抑制するという対策がとられていくということの内容が含まれた審議がされたのか、伺います。

○議長（中島秀樹君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（小島清人君） この問題につきましては、訪問型サービスでありますとか、通所型サービスを中心にしまして、それぞれ担当職員を中心に所管課で努力をしていると、そういった結果によるものだというふうに理解をしております。

○議長（中島秀樹君） 5番重松一英議員。

○5番（重松一英君） 修正をお願いいたします。

第2号議案のところです。滞納者数の現状について確認したところ、現時点の滞納件数は42件、人数は27人であり、前年同期の20人と比較して減少しているとのことであるという発言をされたかに思います。それは前年同期の30人と比較して減少しているとのことである。それが正しいほうで、修正をお願いいたします。

○議長（中島秀樹君） 重松議員、補足説明ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）補足説明として承ります。

ほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第2号議案平成31年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成31年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成31年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成31年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市健康福祉館条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市自殺対策計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分再開

○議長(中島秀樹君) 次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか11件を議題とし、建設経済常任委員会の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇)

○建設経済常任委員長(鹿毛哲也君) ただいま議題となりました第3号議案ほか11件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論

を簡潔に御報告します。

まず、第3号議案平成31年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ3,864万2,000円とし、前年度に比べ2,058万円の減額となりますが、これは平成29年度から行っていた寺内簡易水道の配水管布設替工事が完了したことによるものです。簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は6カ所で、給水世帯数は77世帯となります。水道使用料は月額1,890円の定額制です。

また、平成31年度矢野竹簡易水道水源枯渇対策として、井戸設置費補助事業を実施することに伴い、簡易水道施設1カ所及び給水区域1カ所が減少する予定です。矢野竹簡易水道については、配水管布設替工事や上水道に接続するのではなく、井戸設置費補助にしたことについて確認したところ、簡易水道施設の管理が今後難しくなってくること、水道に接続した場合の水道使用料の問題などにより、地域で意見を取りまとめたいただいた結果、井戸設置費補助を行うことになったとのことでした。

本委員会としましては、市民への安心安全な水の供給を行うことを確認し、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成31年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ46万3,000円で編成するものです。烏集院工業団地の管理業務として、調整池など市有地部分の除草、清掃等の管理業務及び下流域の水質調査を実施するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成31年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

本市の工業用水はキリンビール福岡工場に給水しており、1日平均1万5,000立米の給水を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を1億5,339万1,000円、支出を1億2,429万6,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を1億7,047万2,000円、支出を3億4,394万5,000円で編成するものです。

主な建設改良事業であるキリンビールへの工業用水管更新事業費として3億4,094万5,000円が計上されており、事業費の2分の1である1億7,047万2,000円を、利水者であるキリンビールに負担を求めるものです。この事業には平成28年度から工事着手しており、全体計画8.5キロメートルのうち4.3キロメートルを超える分について平成30年度内に完了する予定であり、ほぼ予定どおりに進捗しているということです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は6億1,424万4,000円となるということです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成31年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は9,904戸、1日の平均給水量は7,445立米を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を6億1,224万2,000円、支出を4億9,087万7,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を3億3,487万6,000円、支出を4億5,720万9,000円で編成するものです。

主要な建設工事として、杷木浄水場新設井戸設置工事、馬田受水施設送水ポンプ増設工事、平成29年度災害復旧事業を行います。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は14億5,081万円となるとのことです。

市民に安心安全な水を供給し、給水人口の増加を目指して事業を実施することを期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成31年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は2万8,358人、年間総処理水量425万2,482立米、1日平均処理水量は1万1,945立米を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を21億132万8,000円、支出を20億6,497万5,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を14億8,894万5,000円、支出を20億6,686万1,000円で編成するものです。

主要な建設改良工事として、甘木、立石、馬田地区等の流域関連公共下水道管渠建設事業に6億3,670万円、朝倉、三奈木地区及び秋月地区の特定環境保全公共下水道管渠建設事業に3億9,755万円、市設置型浄化槽整備事業に7,289万5,000円などを計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は6,059万7,000円となるとのことです。

下水道建設事業としては、平成27年度に汚水処理施設整備構想を策定し、平成37年度概成を目指して事業を進めており、平成31年度の工事面積は、流域関連公共下水道管渠建設事業で13.9ヘクタール、特定環境保全公共下水道管渠建設事業で9.2ヘクタールを予定しているとのことでした。

また、委託料については、福田地区の基本設計業務に約2,200万円、平成32年度以降工事分の詳細設計として約7,000万円が含まれているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ266万2,000円追加し、309万2,000円とするものです。これは、市所有の未利用地432.82平米を民間企業に309万2,000円で売却したため、その不動産売却収入から歳出に必要な43万円を差し引いた266万2,000円について一般会計へ繰り出しを行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、第17号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

災害復旧事業費の確定などにより、資本的収入を6,093万9,000円、資本的支出を6,894万円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

事業費の確定及び平成29年7月九州北部豪雨により使用休止となった浄化槽の使用再開が当初見込みより少なかったことなどにより、収益的収入を3,884万円、収益的支出を5,868万9,000円、資本的収入を9,349万8,000円、資本的支出を6,766万円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてです。

学校教育法及び技術士法施行規則の一部が改正されたことに伴い、朝倉市水道法施行条例のうち、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格について文言の一部改正を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第29号議案から第31号議案土地改良事業計画の概要については、関連がありますので、あわせて報告いたします。

平成29年7月九州北部豪雨により農地や農業用施設に甚大な被害が発生し、特に原型復旧が極めて困難な河川沿いの地域については、市営土地改良事業として土地改良法に基づく区画整理を行います。市内全体で15地区、約200ヘクタールを19換地区に地区割りし事業を進めており、そのうち事業計画概要がまとまった奈良ヶ谷川流域地区、妙見川上中流域地区、疣目川流域地区の3地区について、今回議会の議決を求めるものです。

それぞれの事業概要は、奈良ヶ谷川流域地区は山田の農地3.8ヘクタール、概算事業費は1億2,943万6,000円、妙見川上中流域地区は須川及び菱野の農地1.5ヘクタール、概算事業費は4,886万7,000円、疣目川流域地区は黒川の農地1ヘクタール、概算事業費は1億602万8,000円で、3地区とも工事期間は平成31年度から平成33年度を予定しているとのことでした。

委員会で確認したところ、地域内において農地の有効活用を図るため、流出した宅地等非農用地も含め区画整理を行っていく地域もあるが、非農用地については原則同じ面積で同じエリア内に配置し、また、所有者が手放すことを希望された農地等については河川等の改良復旧の用地として設定することができるとのことでした。

地区により事業費の違いがあることについては、それぞれの地区によって土地の高低差、農道やのり面等構造物の状況が異なるため、その地区での標準的な構造物を考慮し、概算事業費を算出しているためとのことでした。

受益者負担については、換地費用についての受益者負担はないが、それ以外については国の補助基準を考慮し、できるだけ地元負担がないように国との協議を進めていきたいとのことでした。

不換地の場合の価格については、不換地を検討する方の参考にもなるため、意識を持って進めたいとのことでした。また、他の12地区についても早期の事業実施に向け、順次議会に上程できるよう準備を進めているとのことでした。

委員会としましては、被災者との十分な協議を行い、市営土地改良事業による区画整理を行うことで、朝倉市の基幹産業である農業生産基盤の早期復旧・再建が図られるよう、3議案とも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第3号議案平成31年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成31年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成31年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成31年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成31年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案土地改良事業計画の概要について（奈良ヶ谷川流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第29議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案土地改良事業計画の概要について(妙見川上中流域地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案土地改良事業計画の概要について(疣目川流域地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○予算審査特別委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました第1号議案平成31年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、4日間にわたり、歳入歳出についての説明を受け、各課質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、また、当初予算規模を461億6,000万円とし、昨年度予算額471億6,000万円と比較しますと、10億400万円、2.13%の減になっているところであります。これは、平成29年7月九州北部豪雨災害等から早急に復旧・復興事業を行う必要があるため、約198億4,400万円の災害等の関連予算額となっており、平成29年度及び平成30年度からの繰越明許費等と合わせると災害関連経費は約306億円となり、昨年度に引き続き

大規模な予算措置となっております。

歳入につきましては、市税において豪雨災害による減収等が見込まれるものの、法人収益の増及び固定資産税の新築家屋分の増等が見込まれることから、前年度に比べて約1億3,400万円、1.9%の増となっております。

また、地方交付税及び臨時財政対策債については、平成31年度地方財政計画において前年度に比べ地方交付税が1.1%の増、臨時財政対策債が18.3%の減となっております。

本市においては、前年度に比べ普通交付税は合併算定替えの段階的縮減なども鑑み5,000万円、0.9%の減、臨時財政対策債が地方財政計画により2億円、22.2%の減、特別交付税は災害関連経費分の計上を見送ったことから9億円、47.4%の減となっております。これらのことから歳入の根幹をなす市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は11億2,676万9,000円、6.6%の減となっております。前年度に引き続き災害関連経費として財政調整基金から29億円を繰り入れて財源調製を行ったとのこと。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また、前年度の決算審査の質疑や意見をもとに将来の財政状況の分析がなされているかなど、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

討論、採決の結果、執行部の説明を了とすところであります。

現在まだまだ災害復旧・復興の過程であり、大型事業を含めさまざまな事業を延期、凍結、中止している状況ではありますが、引き続き市の復旧・復興を着実に前進しつつ、災害関連事業以外においても財政状況を勘案して各事業等の優先度を検討しながら、義務的経費を含め、効率のよい、そして効果のある行財政運営が行われることを期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第1号議案平成31年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2次総合計画審査特別委員会に付託していた第27号議案を議題とし、第2次総合計画審査特別委員長の報告を求めます。第2次総合計画審査特別委員長。

(第2次総合計画審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○第2次総合計画審査特別委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました第27号議案第2次朝倉市総合計画の策定について、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、簡潔に御報告いたします。

本案は、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、市政の政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち当該計画の期間が5年以上のもの、あわせて朝倉市総合計画策定条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、第2次朝倉市総合計画は、本市の最上位計画に位置づけられ、市が目指すまちの姿を示すとともに、市政の各分野における施策や基本事業を目指す姿を示し、総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針を定めており、基本構想、基本計画及び実施計画によって構成されています。このうち基本構想と基本計画について、議会の議決を要するものであります。

基本構想の期間は、平成31年度からおおむね10年程度を想定しており、基本計画は、社会経済情勢への変化への対応と市長の施政方針との一体性を踏まえ、4年間の計画期間として策定するものです。

基本構想は、長期的な展望に立ち、目指すべき将来の市の姿やまちづくりの方向性を示すもので、朝倉市将来都市像を「人、自然、歴史が織りなす水ひかる朝倉」と定め、甚大な被害を受けた平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧・復興を経て、被災前よりも全ての世代に元気と笑顔があふれ再び輝く朝倉市を目指すという思いが込められたものです。

基本計画は、基本構想、将来都市像と実現するために9つの分野別施策の基本目標を定め、それを実現するための基本事業となっています。また、施策のくくりにとらわれず、横断的に取り組む重点分野として、朝倉市復興計画に基づく施策・事業と、朝倉市人口ビジョン、朝倉市総合戦略に基づく施策・事業の取り組みも遅滞なく進めていく内容となっています。

主な質疑の内容としましては、本計画の進行管理がPDCAでなく、PDSサイクルで行う意図についてただしたのに対し、経営管理分野ではこの方法が用いられるとした回答でした。

次に、地方創生関連の人口減少歯どめ策として、企業誘致のために工業用地事業特別会計を活用していく施策が打てないか、また、企業誘致活動が他自治体より劣っているのではとただしたのに対し、企業誘致のニーズがあれば工業用地造成事業特別会計により対応

することもあり、誘致活動は引き続き産業政策マネジャーを中心に企業誘致、企業の流出防止にきめ細かな対応をして、働く場づくりの推進を図っていくとの回答でした。

次に、循環型社会の構築の取り組みが弱いのではないかとただしたのに対し、木材チップ、植物残渣、小水力、家畜ふん尿などを活用した総合的なバイオマス構想を検討中であるとの回答でした。

次に、市民アンケートの結果で、子育てしやすいまちの割合が低くなっていることを受け、子育てしやすい政策を打ち出すべきではとの意見に対し、現在取り組んでいるさまざまな子育て支援事業を必要とする子育て世帯に届けるような工夫をしていくとの回答でした。

また、基本計画と市長の施政方針との整合性についての問いに対しては、朝倉市総合計画の施策体系の中で整合性をもっていくとの回答でした。

本委員会といたしましては、本計画の策定に当たってパブリックコメントなどによる市民の意見を踏まえ、かつ、まちづくり審議会において十分な議論がなされた中で策定されていること、また、復興事業と地方創生事業についても横断的に取り組む重点分野として進められていくことから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査の経過、結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、第2次総合計画審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（第2次総合計画審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第27号議案第2次朝倉市総合計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案の審議を行います。

それでは、第11号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案の審議を行います。

それでは、第34号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第34議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時50分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。これを上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第35号議案の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に、星野洋子を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第35号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第35号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議にて議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第35号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり同意されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成31年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時54分閉会